

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

下市町賑わい創出事業推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県下市町

3 地域再生計画の区域

奈良県下市町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

下市町の人口は、50年前の昭和45年には1万2000人を超えていたが、平成27年の国勢調査では5,662人、令和2年には5,042人となり、この約50年の間で人口が5割ほど減少している。さらに国立社会保障・人口問題研究所によると、令和42年における下市町の人口は1,662人程度と予測されている。

年齢3区分別の人口構造をみると、老年人口が昭和55年の15.1%から平成22年には36.2%と30年間で21.1ポイント増加しているのに対し、年少人口は18.6%から8.6%と10.0ポイント、生産年齢人口は66.3%から55.2%と11.1ポイント、それぞれ減少している。

自然動態をみると、出生数が年間30人弱であるのに対し、死亡数が年々増加傾向にあるため、毎年100人前後の自然減となっている（令和3年100人の自然減）。なお、合計特殊出生率は、近年、全国及び奈良県の数値を下回る概ね1.0台で推移している。

社会動態をみると、転入数が近年減少傾向である一方で転出数が毎年約200～250人程度で推移しており、結果として年間約100人前後の社会減となっている（令和3年70人の社会減）。

下市町の主要産業は木工品を主体とした地場産業や農業・林業・商工業であるが、割箸や三宝・神具等の伝統的な木工品の機械化の遅れ、農業・林業における従業者の高齢化及び減少、商工業における人口減少に伴う購買力の低下等により地元小売業者の売上は減少の一途を辿っている。

下市町では、このような現状を変化させなければ今後も著しい人口減少の波にさらされることが想像され、税収減による行政サービスの低下やさらなる少子高齢化の進行などの課題が生ずる。

構造的な課題①（地場産業の低迷による働き口の減少）

下市町は面積の約8割が森林で、これまで林業や農業などの1次産業と木工品（割箸、三宝等）を主とした地場産業で発展してきたが、近年の需要変化に対応できず低迷し、事業所が減少したため、団塊ジュニア世代、若者世代が就職先を求めて町外へ転出。

〔事業所数 H26：367件→R3：353件〕

構造的な課題②（少子高齢化の進行による担い手の不足）

少子高齢化が進み、老年人口が増加する一方、生産年齢人口、年少人口は減少しているため、農林業や地場産業の担い手が不足。

〔販売農家 H27：140戸→R2：113人〕

〔林業経営体数 H27：38経営体→R2：18経営体〕

構造的な課題③（集客施設、商店等の減少による交流人口・関係人口、地域経済の頭打ち）
下市町を南北に縦断する国道309号から天川村等への観光客数は年間約70万人に達するが、下市町内には、観光客が立ち寄る飲食店、商店、大型集客施設（道の駅、大規模小売店等）が少ないため、下市町にはあまり滞在してもらえず（交流人口・関係人口が増えず）、地域経済が循環する構造となっていない。

〔休日滞在人口：3,702人（うち、県外からの滞在人口331人）（R4.6月）〕

〔地域経済循環率：54.1%（H27）〕

〔道の駅：0件、大規模小売店：0件、コンビニエンスストア：0件、飲食店：7件〕

構造的な課題④（空き家の増加）

働き口が少なく、飲食店、商店等も少ないため、特に便利な暮らしを求める若者世代の転出超過に歯止めがかからず、空き家や遊休農地が増加。

〔世帯数 H26：2,558世帯→R3：2,405世帯〕

〔空き家 H27：466件→R3：617件〕

〔遊休農地 R2：0.62km²（奈良県内で第2位の面積）〕

構造的な課題⑤（少子高齢化による地域交流・地域活動の低下）

少子高齢化が進行することで、地元団体・集落による地域交流・地域活動が困難になりつつあるため、高齢者から若者まで幅広い世代が連携した持続可能な地域交流・地域活動の体制の構築が必要。（デジタル技術を活用することで人口減少時代でも持続可能な地域交流・地域活動の体制を構築。）

〔交流センター利用者 R1：10,410人→R3：5,111人〕

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【背景】

令和5年4月の小中一貫義務教育学校「下市あきつ学園」開校に伴い、旧下市南小学校（※開校までの間、下市小学校として活用）及び下市中学校が空き校舎となるため、下市町では、すでに未利用施設となっている下市町アメニティセンター、旧阿知賀小学校等を含めた未利用公共財産の利活用について、「ファシリティマネジメント戦略会議」、若手職員を中心とした「ファシリティマネジメントプロジェクトチーム」を立ち上げ、町一体となって検討を進めてきた。

これらの施設の利活用について、公募型サウンディング（利活用可能性調査）、公募型プロポーザル（利活用事業者募集）を実施し、そのうち、旧下市南小学校は「(株)パルグループホールディングス（総合アパレルメーカー/大阪市）」（※1）、旧下市中学校は「リングロー(株) [IT・OA機器等リユース業/東京都]」（※2）が利活用事業者として決定し、下市町アメニティセンター（※3）、旧阿知賀小学校（※4）も、公募型サウンディングにおいて民間事業者等から利活用提案があり、今後、利活用事業者の公募に向けた検討を進めることとなっている。

このように未利用公共財産の利活用が同時に進み、新たな賑わい拠点が開設される中、既存の賑わい拠点を含めた各拠点単体での賑わいだけではなく、下市町全体の賑わいを創出するため、各賑わい拠点を運営する事業者等と連携・協働し、町・地域等が一体となって、下市町全体の賑わいを創出する取組を推進する組織「下市町賑わい創出協議会」を立ち上げることとした。（令和4年度に準備協議会を立ち上げ済み、令和5年度5月頃に正式立ち上げの予定）

※1：『衣食住遊働学』が融合した複合交流拠点』として活用が決定（令和6年夏以降開設予定）

※2：『地域交流・地域DX拠点』として活用が決定（令和5年4月以降開設予定）

※3：『下市町の玄関口から街中、各賑わい拠点等へと誘引するゲートウェイ拠点』としての活用提案あり（利活用方法について継続検討）

※4：『地産地消・農業6次産業化・農福連携の拠点』としての活用提案あり（利活用方法について継続検討）

【将来像】

下市町賑わい創出協議会が中心となり、構成団体間において下市町全体の賑わい創出の取組について方向性を共有し、取組の基本方針となる「下市町賑わい創出ビジョン（下市町賑わい創出基本方針）」の実現を目指す。

＜下市町賑わい創出ビジョン（下市町賑わい創出基本方針）＞

- ①地域外からの転入（移住定住）を増やす、地域外への転出を抑制する（若者世帯、出生数を増やす）
- ②地域外からの来訪者を増やす（誘客促進、交流人口・関係人口を増やす）
- ③下市町の「魅力」、下市町に「あるもの」、下市町で「できること」を効果的に発信する
 - ・あらゆる媒体を活用して下市情報を発信する
 - ・地域内外の「下市ファン」を増やす
- ④地域で新たな雇用を生み出す（町内事業所、担い手の減少に歯止めをかける）
 - ・新たな賑わい拠点を増やす、新たな起業・開業を促す（地域で働ける場所を増やす）
 - ・地場産業・農林業の担い手を発掘、確保、育成する（地場産業・農林業従事者を確保する）
 - ・地域雇用を効果的に生み出す仕組みを構築する（地域雇用のミスマッチを解消する）
- ⑤新たな消費を生み出す（地域外からの消費を生み出す、地域内での消費を生み出す）
- ⑥新たな地場産品・農産品・誘客プログラムを開発する（新たな付加価値を生み出す）
- ⑦新たな賑わい創出に取り組む地域団体（集落）、民間団体等を増やす
- ⑧空き家・耕作放棄地・農作物等の地域資源を効率的に利活用する
- ⑨あらゆる世代・属性での地域交流・地域活動・体験・学びを活発にする
- ⑩地域交流、行政手続き等でデジタル化を進める（デジタル格差を解消し、デジタル化の利便性を享受する）

【数値目標】

K P I ①	転入者数（移住者）							単位	人
K P I ②	新たな交流体験イベントの実施・支援							単位	件
K P I ③	起業など新たな取り組みに対する支援							単位	件
K P I ④	SNS登録者数							単位	人
	事業開始前 （現時点）	2023年度 増加分 （1年目）	2024年度 増加分 （2年目）	2025年度 増加分 （3年目）	2026年度 増加分 （4年目）	2027年度 増加分 （5年目）	2028年度 増加分 （6年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	106.00	10.00	10.00	10.00	-	-	-	30.00	
K P I ②	4.00	3.00	3.00	3.00	-	-	-	9.00	
K P I ③	1.00	1.00	3.00	3.00	-	-	-	7.00	
K P I ④	6,583.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	-	-	-	3,000.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

下市町賑わい創出事業

③ 事業の内容

①産学官地域が一体となった持続可能な取組を推進するため、下市町全体の賑わい創出に資する取組の企画・推進・運営等を担う組織「下市町賑わい創出協議会」の推進体制を構築する。

②地域内外からの誘客、地域交流、地域雇用を促進するため、民間団体等と連携して未利用町有施設・空き家等を活用した「新たな賑わい拠点」を開設する。

③地域内外からの誘客、地域交流を促進するため、民間団体等と連携して「新たな賑わい拠点」等での誘客促進・地域交流イベントや体験・学びプログラム等を実施する。

④地域内外からの誘客を促進するため、「新たな賑わい拠点」等への案内誘導表示の設置、公共交通・レンタルモビリティ等による移動支援、情報発信等に取り組む。

⑤地域内外での更なる消費を生み出すため、民間団体等と連携して地場産品・農産品・体験型観光商品等を開発するとともに、それらの販売促進・販路拡大に取り組む。

⑥移住定住、地域雇用を促進するため、民間団体等と連携して未利用町有施設・空き家・耕作放棄地等を有効に活用する。（これらの施設を活用した移住体験、就業体験、お試し起業等の取組を支援する等）

⑦町内の賑わい拠点等を「地域交流拠点」として位置づけ、民間団体等と連携して地域交流DXを推進する。（デジタルデバйд対策、eスポーツ・オンラインゲーム等を活用した地域交流、リモートワークスペース等の開設等）

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

「新たな賑わい拠点」の開設など大規模な賑わい創出事業については、賑わい創出協議会が中心となって地元団体・民間企業等に「ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環総合事業交付金）」等の支援制度の活用を働きかけ、持続可能な民間投資を促すとともに、ふるさと寄付金返礼品の創意工夫による更なる寄付金の確保や町からの事業委託（町単独賑わい創出事業のアウトソース）、また地元産品を用いてオリジナルブランド商品の開発による販売等により自立化を図る。

【官民協働】

行政、地域、民間企業・団体等で構成する「下市町賑わい創出協議会」が中心となり、一体となって下市町全体の賑わいの創出について取り組むことで、民間のノウハウ・活力・アイデアを取り入れ持続可能な取り組みが可能となる。

官民が役割分担しながら、民間事業者が主体となってまちづくりをリードし地域力を再生する賑わい協議会を発足させ事務局運営を行い、行政がマネジメントすることで、人口減少社会においても、まちの賑わいや活力を創出する基盤構築が図られる。

【地域間連携】

賑わい創出のため奈良県、下市・黒滝観光連合協議会、吉野地域日本遺産活性化協議会と、主に誘客促進、移住定住促進等の分野で連携することにより、更なる交流人口・関係人口・移住定住の創出が期待できる。

【政策・施策間連携】

農林業振興、健康増進、子育て支援、移住促進、商工業振興、行政の効率化等の複数の政策分野を連携させて、人口減少社会に対応した生活サービスの充実を図るとともに、賑わい拠点を中心とした賑わいの創出を目指す。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

スマホ・パソコンよろず相談会の開催

理由①

スマホやパソコンの使い方など、分からないことを何でも気軽に相談できる環境を作り、デジタルに触れる機会を増やすことができるため。

取組②

- ・ e スポーツ等を活用した地域交流
- ・ 廃校を活用した地域DX拠点を整備し、リモートワーク拠点を開設
- ・ SNSを活用した情報発信

理由②

- ・ e スポーツ等を活用することで、介護予防、認知症予防の効果や高齢者から子どもまで幅広い世代間での交流が期待できるとともに、デジタル技術を身近なものに感じてもらうことができるため。
- ・ リモートワーク・サテライトオフィス拠点を整備することにより、地域経済活動の促進や交流人口の増加が期待できるため。
- ・ SNSを活用することで従来の紙媒体主体の情報発信よりもコストメリットがあるとともに、情報拡散効果も高く、効果的な情報発信を期待できるため。

取組③

- ・ 地域DX推進人材の育成

理由③

地域DX推進人材を育成することで、高齢者へのデジタルデバインド（情報格差）対策を推進できるとともに、地域DX推進人材が中心となって地域交流、行政手続き分野等での更なるデジタル技術の活用が検討できるため。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 2 月

【検証方法】

地方創生総合戦略推進委員会で効果検証等を行う。

【外部組織の参画者】

地域・PTA・子育てサークル・銀行・新聞社・議会議員・大学・銀行・商工団体・観光団体などの代表者

【検証結果の公表の方法】

下市町公式ホームページ

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 88,400 千円

⑧ 事業実施期間

2023年4月1日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 下市町空き家再生等推進事業（活用）

ア 事業概要

旧下市南小学校を地域資源として再生するのに要するハード整備（設計・施工）に対して、費用の一部を補助する。

イ 事業実施主体

奈良県下市町、(株)パルグループホールディングス

ウ 事業実施期間

2022 年 11 月 28 日から2024 年 3 月 31 日 まで

(2) デジタルデバイド対策事業

ア 事業概要

「スマホ・パソコンよろず相談会」や「eスポーツ体験会」を実施し、特に高齢者の方にデジタル技術を身近に感じてもらい、住民のデジタル基盤構築を目指す。

イ 事業実施主体

奈良県下市町、リングロー(株)

ウ 事業実施期間

2022 年 10 月 14 日から2023 年 2 月 28 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に
7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。